

令和3年第4回

小中学校組合議会定例会会議録

開催日 令和3年11月30日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

令和3年第4回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

令和3年11月30日（火）

午前10時00分 開議

議事日程（第1号）

- 日程第1. 仮議席の指定
- 日程第2. 選挙第3号 議長の選挙
- 日程第3. 議席の指定
- 日程第4. 会議録署名議員の指名
- 日程第5. 会期の決定
- 日程第6. 認定第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入
歳出決算の認定について

会議に付した事件

- 日程第 1 . 仮議席の指定
- 日程第 2 . 選挙第 3 号
- 日程第 3 . 議席の指定
- 日程第 4 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 . 会期の決定
- 日程第 6 . 認定第 1 号

出席議員（10名）

1 番	小嶋耕造君	2 番	木戸一善君
3 番	間森和生君	4 番	近藤昭文君
5 番	小野章二君	6 番	清川とし子君
7 番	小島一君	8 番	木場徹君
9 番	蛭子智彦君	10 番	土井巧君

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

教育総務課長	森山雅生君
教育総務課係長	佐々木友美君
教育総務課主査	野上典子君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	守本憲弘君
副管理者洲本市長	竹内通弘君
副管理者南あわじ市副市長	馬部総一郎君
小中学校組合教育長	浅井伸行君
洲本市教育長	本條滋人君
会計管理者	河井達雄君
教育次長	仲山和史君
教育次長補兼学校教育課長	大住武義君

午前10時00分 開会

○副議長（間森和生君） おはようございます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

何とぞ御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部各位には公私何かと御多用のところ御出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

さて、本日付議されております案件は、議長の選挙、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議員各位には慎重御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

管理者挨拶

○副議長（間森和生君） 開会に先立ちまして、管理者、守本憲弘南あわじ市長より挨拶があります。よろしく願いします。

管理者。

○管理者（守本憲弘君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、10月に南あわじ市議会議員選挙が行われ、11月26日には、南あわじ市議会臨時会にて、南あわじ市選出の5名の議員の方々が選任されて、初めての組合議会となります。

議員の皆様とともに、組合立学校の子供たちの健やかな成長を支えるため、前進し

てまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

この場を借りまして、若干の今の組合立学校の様子について、御報告を申し上げたいと思います。

一点目は、今現在のコロナ対策の状況でございますが、令和3年10月1日以降、これは9月30日まで緊急事態宣言ということだったわけでございますけれども、10月1日以降は、児童生徒の心身の健康に配慮をしながら、授業などの教育活動、またイベント等につきましても、徐々に日常に戻ってきているという状況でございます。

部活動は、十分な感染防止対策を実施した上で、平日4日、2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度の活動を再開しております。

また、小学校、中学校ともに、修学旅行につきましては、小学校1泊2日、奈良京都。中学校は、2泊3日で、長崎に行っております。

また、体育会につきましても、小学校では南あわじ市の小学生陸上競技大会への参加、中学校では生徒会主催でボッチャ大会を開催するというような形で、形を変えてはおりますけれども、そういった活動を再開しております。

もう一点目、GIGAスクールの関係でございますが、広田小中学校ともに、このGIGAスクールの、南あわじ市におけるモデル校として重点を置いておりますけれども、広田小学校においては、5年生、6年生については家庭に持ち帰る日もつくっております。

また、広田中学校におきましては、2学期以降は全学年で毎日タブレットを家庭に持ち帰り、AIドリル等を実施しておるということで、中学校では市内中学校で唯一毎日持ち帰りを実施している学校となっております。

引き続き、このタブレットの活用につきましては、広田小中学校にも先導をする形で、また南あわじ市全体として考えてまいりたいと思っております。

さて、本日御提案申し上げ御審議いただきます案件は、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定、1件でございます。何とぞ慎重かつ適切な御審議を賜りまして、御賛

同くださいますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（間森和生君） 管理者の挨拶が終わりました。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

よって、令和3年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

直ちに日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○副議長（間森和生君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第3号

○副議長（間森和生君） 日程第2、選挙第3号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（間森和生君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(間森和生君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に土井 巧議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました土井議員を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(間森和生君) 異議なしと認めます。

したがって、土井議員が議長に当選されました。

土井議員が議場におられますので、本席から当選人の告知をいたします。

当選の承諾を兼ねて、就任の挨拶をお願いいたします。

○議長(土井 巧君) 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙により、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、謹んで厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

この上は議長として全力を傾け、議員の皆様のご理解・ご協力により、公正かつ円滑な議会運営のため、誠心誠意努力する所存であります。何とぞ、議員各位には一層の御支援・御鞭撻を賜りますとともに、執行部各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。

○副議長(間森和生君) 議長の挨拶が終わりました。

以上で、議長としての職務は終了いたしました。

議長と席を交代します。暫時休憩します。

(休憩)

日程第3 議席の指定

○議長（土井 巧君） 再開します。日程第3、議席の指定を行います。

議長の選挙に伴い、蛭子議員の議席を9番にし、私、議長の議席を10番に指定します。

そのほかの議員の議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（土井 巧君） 日程第4、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により、議長より指名します。

9番、蛭子智彦議員、1番、小嶋耕造議員にお願いします。

日程第5 会期の決定

○議長（土井 巧君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井 巧君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第6 認定第1号

○議長（土井 巧君） 日程第6、認定第1号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程いただきました認定第1号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

事業及び決算の概要を御説明申し上げます。

本年度については、「学ぶ楽しさ日本一」を基本理念として、自己肯定感を高めるため、褒めることを大切に、読解力を核にしながら、思考力、判断力、表現力やコミュニケーション能力、想像力、やり抜く力といった、非認知能力の育成を進めました。

主な事業としましては、GIGAスクール構想事業として、小学校及び中学校全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末の導入、新型コロナウイルス感染症対策として、スクールサポートスタッフの配置、臨時特例給付金及び見舞金の支給、空気清浄機等の購入などを実施いたしました。

こうした結果、令和2年度一般会計決算額は、歳入総額1億5,272万1,097円、歳出総額1億4,013万4,979円、歳入歳出差引額1,258万6,118円となっております。

なお、決算に係る歳入予算に対する収入割合は98.1%、歳出予算での執行率は90%となっております。

決算書の5～6ページをお開き願います。事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1億3,418万4,000円でございます。分担金につきましては、学校基本調査の児童生徒数により案分し、南あわじ市が1億2,076万3,000円、洲本市が1,342万1,000円でございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、31万9,300円、小学校及び中学校の体育施設使用料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、581万6,000円でございます。内訳は、学校情報通信技術環境整備事業補助金、245万6,000円、家庭学習のための通信機器整備支援事業補助金、23万7,000円、GIGAスクールサポーター配置支援事業補助金、105万8,000円、入出力支援装置購入事業補助金、4万2,000円、学校保健特別対策事業費補助金として、小学校で99万9,000円、中学校で100万6,000円、特別支援教育就学奨励費補助金、1万8,000円でございます。

4款、県支出金、1項、県補助金、235万7,600円でございます。内訳は、小学校体験活動事業補助金、52万円、トライやる・ウィーク推進事業補助金、18万2,000円、わくわくオーケストラ教室バス利用補助事業補助金、6万8,000円、スクールソーシャルワーカー配置事業補助金、20万円、部活動指導員派遣事業補助金、7万円、新型コロナウイルス感染症対策のためのスクール・サポート・スタッフ追加配置事業補助金、93万3,075円、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員配置事業補助金、38万4,525円となっております。

2項、県委託金については、収入がございません。

5款、寄附金についても、収入がございませんでした。

7ページ、8ページに移りまして、6款、繰越金、731万6,507円、前年度繰越金でございます。

7款、諸収入、1項、雑入、32万7,690円でございます。日本スポーツ振興センター保護者負担金、雇用保険個人負担分、小学校に設置しております太陽光発電売電代などが主なものでございます。

8款、組合債、240万円、義務教育施設整備事業債でございます。

次に歳出でございます。9ページ、10ページをお開き願います。

1款、議会費、77万174円でございます。定例会2回、臨時会2回に係る議事録作成手数料、議員報酬が主なものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、44万6,172円でございます。非常勤特別職の報酬、例規データベース構築委託料が主なものでございます。

2項、監査委員費、7万円、委員報酬でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費、72万7,200円、教育委員の報酬が主なものでございます。

2目、事務局費、2,231万1,625円、事務局職員人件費負担金が主なものでございます。

11～12ページをお開き願います。3目、教育振興費、5,159万515円でございます。小中学校特別支援教育支援員等の人件費、情報端末運用管理等業務委託料、GIGAスクール構想支援業務委託料、ICT環境整備事業パソコン等調達業務に係る電算関連借上料、不登校対策事業負担金等の各種負担金、小中学校就学援助費、新型コロナウイルス対策臨時特例給付金及び見舞金などが主なものでございます。

2項、小学校費、1目、学校管理費、1,695万3,292円でございます。11～14ページにございますように、会計年度任用職員等の人件費、新型コロナウイルス対策に係る施設用備品購入費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

2目、教育振興費、941万376円でございます。13～16ページにございますように、教師用教科書及び指導書等に係る消耗品費、教材用備品購入費、外国人講

師招致事業負担金、小学校体験活動事業補助金等が主なものでございます。

3項、中学校費、1目、学校管理費、1,836万7,524円でございます。15～18ページにございますように、会計年度任用職員等の人件費、新型コロナウイルス対策に係る施設用備品購入費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。2目、教育振興費、610万1,673円でございます。教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、トライやる・ウィーク推進事業補助金等が主なものでございます。

4款、公債費、1,338万6,428円でございます。長期借入金償還元金及び利子でございます。

19～20ページをお開きください。5款、予備費、51万円でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育振興費に計上しております、スクールチャレンジ事業補助金に関して、事業内容や補助金配当額が未確定であったため、当初予算に計上できておらず、配当予算が不足したことから、予備費から51万円支出してございます。

21ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億5,272万1,000円、歳出総額1億4,013万5,000円、歳入歳出差引額1,258万6,000円、そのうち80万円については、繰越明許費繰越額となっており、その差額が実質収支額となります。

実質収支額につきましては、1,178万6,000円でございます。

次に、22ページの財産に関する調書を御覧ください。土地及び建物ともに増減額はございませんので、前年度末現在高がそのまま決算年度末現在高となっております。

なお、決算内容の詳細につきましては、別添の決算附属資料を御覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、認定第1号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校

組合一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（土井 巧君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は区分ごとに行います。

まず、監査委員の決算審査意見書と決算書の歳入で、5ページの1目、分担金から、8ページの1目、教育債に係る部分について、決算附属資料では2ページ上段と3ページについて、質疑ございませんか。

木戸議員。

○2番（木戸一善君） 冒頭、私の質問ですが、この時点で質問させていただいてよろしいですかというのが、若干個人的にも疑問があるんですが、冒頭、管理者サイドさんから御説明ありました、本日のこの監査結果を添えて歳入歳出の御審議を、と言われましたので、当然監査委員さんからの監査結果、意見書について、意見書の中身について、私、質問させていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

それでは、冒頭、歳入歳出の前座でございます、このたびの監査委員さん、奈良さんか、それから近藤さんからの一般会計歳入歳出決算審査意見書の最後、末尾、5、審査の結果のところの（3）について、御質問等させていただきたいと考えてございます。

まずは、御質問させていただくに当たっての前提条件をお話させていただきます。

地方自治法第196条の1項、識見を有する者及び議員から監査委員を選出する。

これが地方自治法です。議員からは1名としますというのも自治法では記載されているところでございます。

ちなみに、広田小中学校の組合の監査委員条例というのもございまして、その中の2条では、監査委員の定数は2名と、これ組合規約も同様に2名と書かれてございます。

3条では、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする記載されている。

まず、これ事実関係なんです。

さらに、地方自治法に戻って、第199条の3、識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を、代表監査委員としなければならない。これがまず事実としての前提条件を申し上げさせていただきました。

これからしますと、このことから考えますと、広田小中学校の組合の条例、さらには組合の規約も、この地方自治法の精神に基づいてのっっている。要は合致していると私、認識した次第でございます。

この前提条件を基に、質問のまず第1点が、代表監査委員、これ、南あわじ市さんが選出の学識経験者ということ。これも事実としてそうなされてるかと思うんですけども、この学識経験者である方、これ地方自治法の第196条、識見を有する者の条件に合致しているかどうかという、そこの質問です。特段、私疑っている質問じゃなくて、本当に合致しているかどうか。

何でこんな質問させていただくかという、その南あわじ市さんが選出している学識経験者というのは、やっぱり行政の内部でいろんな学識経験者とか識見人を依頼するときに多々あると思うんです。ただ、その中で現実、往々にして結局はお抱えの学識経験者さんとか、識見を有する人、要は行政側に都合のいい方を選んでるんじゃないですかという、すみません、ちょっとうがった見方になってしまっているかと思うんですけども、そういったところも実は懸念されるところでございます。

これ、往々にしてあるパターンなんです。そういったところが背景として、私今回質問させていただいて、その質問の第1点が、地方自治法196条からいいますと、まず1番目、人格が高潔で、2点目、地方公共団体の財務管理に長けている人ということ。3点目が、事業の経営管理にも長けている人。4、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者。このうちの1つでも合致しておればええわ、ではなくて、一番理想的なのは、これら全て合致している人というのが代表監査委員、監査人で、理想かなと私個人的に考えているというところでございます。

さらには、ほかの資料なんかを見てみますと、具体的に例えば、弁護士さんとか公認会計士さんとか税理士さんとか、会計監査や監査事務に精通しているなど、こういったのも具体的には事例として挙げられている事実はございますけども、そういったところから選任しているのが世の中の一般的な通例かとは思うんですけども、そこで質問の第1、元に戻りまして、このたびの南あわじ市さんが選出された学識経験者の方が、どのような資格、経験、知見をお持ちの方なのか、少なくとも法の条件1～4、全て合致している方が望ましいんですが、具体的に教えていただきたいなというところがまず1点目の質問でございます。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 御質問にお答えさせていただきます。

南あわじ市から選出をさせていただいております監査委員に関しましては、職業が税理士さんということで、識見を有する、財務会計にも長けていると、その条件に合致しているというところで選任をさせていただいております。

○議長（土井 巧君） 木戸議員。

○2番（木戸一善君） 税理士さんというのも、一例としてはございますけども、あくまでも税理管理です。行財政関係の、行政の予算の執行から決算までに至って、税理士さん、本当に精通されてるのかなというところと、弁護士さんでないですから、法的なところまでは詳しくは御存じはないというところが、私としては懸念しているところでございます。

そういったところから質問の2点目なんですけども、このたびの、当然南あわじ市さんが選出された、奈良さんという方ですか。当然奈良さんと近藤さんがそれぞれお互いに監査をやって、お互いに思ったこと、疑問点、意見とかいうのをすり合わせて、合議した上で、この一つの検査結果報告は出されていると私、認識しているところですけども、ここで5、審査の結果の（3）「代表監査委員については、本組合独自に任命しているところであるが、」これ別に、本組合独自に任命していないですよ。

法に従って任命しているんですよね。識見を有する人の中から代表監査委員を選ぶというのも、これ地方自治法の本質ですやんか。

にもかかわらず、本組合独自に任命している。これ私、間違っていると思うんです。

その次、2行目です。「構成団体である洲本市または南あわじ市の監査委員に兼任していただくことによって」、これは日本語的にはもう一つ理解しがたい、けど推定すれば、洲本市の市議員さん、もしくは南あわじ市の市議員さんが監査委員に兼任していただくという、何と兼任かという、代表監査委員ですか。ちょっとこの日本語の意味がよく分からないんですけども、「兼任していただくことによって予算の執行の適正化及び合理化が図られる。」と書いてあるんですけども、要は議員さんが1人、識見を有する人が1人、合計2人です、監査委員が。これは地方自治法の本質に合致している。

けど、この文章でいくと、議員さんから選ばれた、議員さんが代表監査委員に兼任していただきたいという、それは何でかという、それは執行の適正化及び合理化が図られる。これも私、間違ってると思うんです。私もネットで法律も調べたんですけど、平成29年に地方自治法が改正されて、要は市議員さんが監査委員になっても構わないんですけども、本当は地方自治法の改正の趣旨はというと、予算の執行の適正化や合理化とはまるっきり正反対で、監査機能の強化を図っていきましょうというのが、実は本質にあるわけです。

だから、その地方自治法の本質からも、これは反している表現内容になっていると私、解釈しました。というところがございます。

だから、例えばですけども、一例として、嬉野市でしたですか。それから、長浜市なんかもです。やっぱり地方自治法の改正の本質に従って、監査委員については機能強化を図るべく、決してここに書いている適正化・合理化が図る、これ正反対です。

監査機能の強化を図るために、議員から選出するのをやめましたという、これ先進事例だと思うんですけど。だから、そういう意味で言うと、地方自治法違反、もしくは

は地方自治法の改正の精神に反しているこの内容と、私は理解しているんですけども。

それと、この御意見の最後の文章、「監査委員の選任方法について再考し」これは私個人的に監査委員の選任方法について、そこは再考する必要があるかなと思う。

税理士さんだからか、本当に識見を有する人なんですかというのが、本当に識見を有する人だったら、こんな意見出さないでしょう。法律で、地方自治法に違反している内容について、正々堂々とこれが御意見ですと。

こういう意見書というのは当然公表されるんですよ。これ地方自治法でも、そういう監査結果の報告、意見を添えてとか、もしくは勧告が出されるような場合については公表するというのが基本になっている。地方自治法では、これ、公表されたら恥ずかしいと思いませんか、この内容。これまだ今、現実私一個人の意見なので、これが絶対だとは申しませんが、こういうところから考えると、本当に今のこの監査委員、代表監査委員さんも、南あわじ市さんから選出された代表監査委員さん、いかなるものですかと。今この場で言うかどうかという、それだったら最初の選任するときに言えばというのも、それは結果論で申し訳ないところがあるんですけども、そういったところが私の思うところでございます。

このことについて、今後どうするかも含めて、管理者さんからの御答弁を一つお願いしたいというのが2点目の質問でございます。以上です。

○議長（土井 巧君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） 質問の趣旨が私も理解できない部分はかなりあるんですけども、これは我々書いたものではございませんので、もし必要があれば補足をしていただければと思うんですけども、私が理解をしたところ、これは代表監査委員、識見を有する委員のほうでございますけれども、奈良監査委員は南あわじ市の監査委員ではございません。恐らくここでいわんとすることは、南あわじ市のほかの小中学校も監査をしておる方が一緒にやったほうが監査機能の強化になり、それによってこの組合議会の予算の執行の適正化及び合理化が図られるという趣旨であろうかと推測を

しております。

ただ、それに関して申し上げますと、まず島内には弁護士さん、あるいは会計士さんというのは、ほぼおられません。現実問題として、職業上の適正な判断をすることが法律上義務づけられている、そういう方を選ぶと、やはりもう税理士さんになってしまうという部分がございます。

税理士の皆さん、大変お忙しいので、いろんな方をお願いをして、なかなか引き受けていただくのに苦勞をしながら、お願いをしているというのが現実のところでございます。

したがって、私どもとしては、引き受けていただいた税理士さんには非常に感謝申し上げますというようなところでございますけれども、そういう中で今現在こうなっているということでございます。

○議長（土井 巧君） 木戸議員。質問は簡潔にお願いします。

○2番（木戸一善君） より分かりやすくするために、少し長いお話をさせていただいたというのが、私の思いでございます。

それにもかかわらず、今の御答弁、よく分からないところがございます。現実、もうくどくど申しませんが、到底理解できない御答弁だったかなと私、考えてございますけども。現実こうなってますから、こうですもんというところと、なかなか頼んでもお引き受けしていただけないというところもあって、私、法律違反じゃないですかって、法律違反になっているような内容を書くような代表監査委員さんというのは、監査委員も含めてですけど、いかがなものですかと。それは行政としてもジャッジすべき、回答すべきことじゃないですか。その肝心なところを抜きにして、完全に蛇足的な御答弁に終始しているのかなと私、思いますけども。それだったら、法的根拠に基づいて御答弁なさってくださいよというのが、私の思いでございます。

3点目の質問ですけども、これに続いて、監査委員お二方に私が申しました法的にも照らし合わせてみて、この内容というのはおかしいんじゃないですかと。この内容

について削除すべきじゃないですかというのが、私の思いでございます。

3点目の質問として、監査委員お二方の御見解を聞かせていただければなと思うんですけども、代表監査委員さんがこの場にお越しいただけていないということであれば、次回でもこの場に呼んでいただいたらどうですかという、私直接お伺いしたいと思いますけども。

それができるかできないか分からないですよ。私の希望としてはそう思います。よくこんな御意見を書かれますねという、これ公表されてどう思われますと。法律違反ですけど、どうですかという。

だから、すみません。3点目の質問として、お二方の監査委員さんに、私の見解に対して、いや、そこはそうじゃなくてこうなんだということ、そこを御答弁、この場で聞かせていただきたいと思います。以上が3点目の質問でございます。

○議長（土井 巧君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） 3点目は、これは私がお答えする立場にはない問題だと思いますが、もう一度2点目のお話をいたします。私の要点は、どなたに引き受けていただくかとかいうところではなくて、ここでいわんとするところは、代表監査委員が本来であれば、ほかの小中学校も監査をしている南あわじ市、あるいは洲本市の監査委員と併任したほうが監査機能の強化につながるというコメントであると思いますので、木戸委員の御指摘は当たっていないと考えております。

○議長（土井 巧君） これで最後にしてください。木戸議員。

○2番（木戸一善君） そのお言葉、御返事も、私分かってございます。ほかの南あわじ市とか、そこでやってるから、ここでもその代表監査委員さんにやっていただいたら、そのほうが予算の執行の適正化・合理化にかなってるでしょうというのが、これ市長さんの御答弁ですよ。

私、正反対の意見です。違う人が違う目で見るとこそ、また新たな課題や問題点や意見が出てくるんです。私、そう理解していますよ。そう思いませんか。違ったも

のの見方、違った考え方、いろんな目から、多方面から見ていただいて、やるというところ、これが地方自治法の本質でもあるんです。

そうすることによって監査機能の強化が図られる。地方自治法の平成29年の改正の本質にかなう。私、そう思います。以上です。

○議長（土井 巧君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） これは法律の解釈の違いだと思います。

どちらが正しいのかは、これは議会で御判断をいただければよろしいのではないかと私は思います。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

間森議員。

○3番（間森和生君） 今の（3）の問題ですけども、これは監査委員さんから出された監査結果ですので、それを執行部がどう受け止めておられるか、それを聞いたかっただんですけども、先ほどからいろいろとお話があったんですけども、今回出されているこの代表監査委員さんのこの監査結果によりますと、できれば南あわじ市等の監査委員をされている方と兼務したほうがいいのではないかと、そういう内容の趣旨だと思っております。

その点について、執行部としてこの監査結果をどう受け止めておられるのか。ここでは選任の方法とか、それからそういうことを含めて検討していただきたいという監査結果になっているわけですけども、そのあたりについて検討されているのかどうか、今後検討されるのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 監査の意見として、ここに出てきておりますので、それについてはやはり執行部としても今後検討が必要と思っておるところでございます。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 6ページのこの分担金の関係なんです、生徒数の案分という

ことでもございました。ということは、毎年変わっていくということになるんですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいまの御質問ですが、当然毎年生徒数が変わりますので、5月の時点での生徒数によって案分の数字を出しておるところでございます。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 予算、歳入の状況から見て、一定金額が必要だと。今回であれば、1億2,582万1,000円が必要であると、それを案分したというような考え方なのか。それとも全体の組合の予算の中で、生徒数一人に対しては、常に1人当たり、例えば3万円いるというような算定の仕方案分していくのか。分母の根拠、これはどうなるんですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 予算全体の必要経費の分を、その児童生徒数で案分するというところでございます。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 予算全体といいましても、例えば国庫支出金なり、様々な他収入がございますね。この必要経費に対してというような意味合いなのか、必要経費とは一体何なのかということになるかと思うんです。

その必要経費というのは、どれをもって必要経費というのか。その点の説明が要るんじゃないでしょうか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 必要経費の考え方につきましては、その使用の目的によって、小学校費と中学校費と総務費に区分けをさせていただきます。

その中から各必要経費に充当される特定財源と国庫金とですが、それと交付税算入額を控除した額、その経費を今申しましたように、それぞれ小学校費であれば小学校の児童数の案分率で、中学校費でありますと中学校の生徒数の案分率で、総務費は

それぞれの案分率で計算をして出しておるところでございます。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） ちょっとそれは少し、今の話だけでは分かりにくいので、これはちょっと後日に譲るとしまして、例えば今年度、国庫補助金などでGIGAスクールというのは大変大きな事業として提案されてくると。この事業費そのものが、教育費国庫補助金として出されておるのが812万4,000円ということになっておりまして、その中でもGIGAスクールの関係が380万円前後というようなことになるのでしょうか、収入済額は。予算額は514万円ですね。

ところが、歳出のほうで見ますと、GIGAスクール構想そのものの中においては、支出済額は1億6,000万円という具合になっておりますが、この間には市の負担金なりが入っておるんだらうかというような感じもあったり、その市の負担金の中には当然地方交付税として入ってくる部分があったりとか、様々なものが含まれている構成になっているかと思うんです。

その分担金の根拠というのが、もう一つ分かりにくいんです。1人当たり、何を經常経費として、例えば教員数がこうであるとか、学校の維持管理費としてこうであるとか、そういう最低限必要な経費というのは当然出てくると思うんですけども、そのあたりと、その年度年度ごとの特別な事業ということの区分というのを、しっかり決算上も示しておくことが大事じゃないのかなというようなことを思っておるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 御指摘を受けとめまして、検討したいと思っております。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井 巧君） 次に決算書の歳出について、9ページの1目、議会費から、12ページの3目、教育振興費に係る部分について、決算附属資料では4～8ページに

ついて、質疑ございませんか。

木戸議員。

○2番（木戸一善君） 10ページのところ、かねてから私、再三御質問させていただいてました。教育委員会の教育長さんの交際費4万円、これ全額不用額になってます。

恐らく、これ推定されるには、その飲み食い費について、要はコロナの関係でそういったところの場が中止になりましたというのが想定ですけど、そこはいま一度確かめたいと思って質問させていただきました。コロナの影響でやめてますと、だけどコロナ禍が終わればまた再開するんですわと、やっぱりこれ必要なんですというところなのかどうか、御確認させていただきたいというのが質問の趣旨でございます。以上。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今、御質問の中でもあったように、確かにコロナ感染症の影響を受けて、各種会合等が中止になったという点がほとんどでございますが、コロナが落ち着いたからといっても、またこれを機会にいろんな会議のあり方でありますとか、そういうのも再検討していくべきと、今後のウィズコロナについてはまた新たに考えていくべきかなとは思っております。

○議長（土井 巧君） 木戸議員。

○2番（木戸一善君） 意見として、若干今までよりは一步踏み込んだ御答弁だけたかなと思いました。

再検討して、また今後おいおい考えていくんだと、再考していくんだと今おっしゃられましたですね。その目標時期はいつなんですか。再検討するのに半年も1年もかからんでしょう。たかだかこれぐらいの内容で。そんなの1か月もあれば結果は出ますよ。もっとフットワークを軽く仕事をしないと。半年も1年もかけて議論するような、再検討するような内容じゃないですよ。そう思いませんか。いつ目標なんですか、その結論を出されるのは。

結局、今までもそうですやんか。こちらから検討した結果どうですかとって振ったところで、急遽お答えされたわけですよ、今までの議会でも。いや、検討してみた結果、かくかくしかじか、よく分からない内容で、結局現状維持ですわというのが今までの繰り返しですやんか。もっと建設的な議論しましょうよ。建設的な検討しましょうよ。

誰のためにやるんですかという、広く、市民のためですやんか。広く、子供たちのためですやんか。自分たちの都合で決めるんじゃないですよ。1か月もあれば十分だと思いますよ。いつ、その検討結果が出されるんですかという質問です。以上です。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） いろんな会議等もございますので、個々個別にどういう対応をしていくかというのは検討する必要があると思います。それに対して、やはり日にち的なものもかかる部分も出てこようかと思っておりますので、今ここではいつまでというようなことは明言できません。以上です。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

間森議員。

○3番（間森和生君） 11ページの真ん中あたりの14節、工事請負費というのが經常予算として78万7,000円計上されてますけども、全額が不用額に上がってるんですね。その次のページのところにも同じように工事請負額で102万6,000円の予算に対して、決算全額不用となっておりますけども、この理由を教えてくださいんですけども。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） この工事請負費につきましては、防火設備のロールスクリーンというのがございまして、それが防火設備の点検のときに不備であるという指摘を受けました。ただ、それが本当に不備であるのかどうかというのを再度設計士も入れた中で検討した結果、それがなくてもいけるというような状況であるということが

判明いたしまして、その分の工事費を今回不用額ということで、小学校、中学校それぞれ不用額ということにさせていただいております。

○議長（土井 巧君） 間森議員。

○3番（間森和生君） ということは、この防火設備については更新しなくてもいいということではいけないわけですね。将来的に、例えば来年、再来年あたりで防火設備の不備が出てくるというようなことも考えられるということでしょうか。

今年度に限って必要ないということでしょうか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） その建物に対して、その設備が要るか要らないかという部分になってこようかと思えます。それを検討した結果、要らないという結論になりましたので、今後もこれは出てこないという解釈でございます。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

小野議員。

○5番（小野章二君） 1点だけ、12ページのGIGAスクールについて、少し伺いたいと思います。

冒頭、守本市長の挨拶の中で出ましたけど、このタブレットを各児童に配付し、また家庭でも使用するというようなお話もありました。

これにつきましての故障とか、壊れたとか、ソフト面だけでなしに、外的に、取り扱いで壊れたとかいう状況について教えていただきたいなど。また、それに対する補償という面ではどうなっているのかと。教育委員会が、壊れたからお渡しするとか、あるいは個人的に渡したから個人的に費用を持ってくれとか、何かその辺の扱いを教えてくださいたいと思います。

○議長（土井 巧君） 教育次長補。

○教育次長補（大住武義君） 今の御質問についてですが、まずソフトと機械の不具合については、サポートデスクというのを業者で開設させていただいて、学校からすぐに

問い合わせを掛けて対処するようになっております。

また、物理的な故障、破損については、これは例えぼうっかり落としてしまって画面が割れたような場合でも、個人にその賠償を求めることは一切ありません。

1台につき、たしか年3回までだったと思うんですが、無償でというか、自動的に交換できるという仕組みになっております。

どうしても、それを超えた場合については、代替機を貸し出す等、対策は取っておりますので、今のところ、本体にきちんとガードできるようなカバーもつけておりますので、そういう事態に至っているのは、今のところ3件ほど上がっていますが、適切に対処できております。以上です。

○議長（土井 巧君） 小野議員。

○5番（小野章二君） ありがとうございます。以上です。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 同じく12ページのG I G Aスクール構想支援業務ということになるんですが、これは情報端末運用管理業務委託料という中に、タブレット端末のレンタル料というのか、リース料というのか、そういうのを含めてのことになると。

歳入のほうでのG I G Aスクールサポーター配置支援は、サポーター配置をするというようなことでございます。いわゆるG I G Aスクール構想というのは、タブレット端末をいかに使うのかという、こういうことを目標に置いておると思うんです。

私どももタブレットを使うのは、主には何かの閲覧、ニュースを見たり、ある文書を見たり、あるいは映像、画像を見たり、あるいは音楽を聴いたり、かなり受け手、受けるといようなものになっておるのかなど。それを使って何かを作り出すというようなものとしては、なかなか使いにくいものという印象はあるんです。タブレットそのものが。

ここのG I G Aスクール構想の根本というのは、タブレット端末に慣れていただく

というような、こんなことであるのかなど。実際に使っていくと、かなりその情報を受ける、SNSとかで発信をしたりとかいうことには使えますけども、写真を撮ってそれを何かにアップするとかいうことは十分できるんですけども、主な機能としては閲覧、聞く、見るというような、そういうものになっておるといような感じはするんですが、この目的というのはどういうところに置いておるんですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長補。

○教育次長補（大住武義君） 今、議員おっしゃったように、初期的にはやはり情報を得るとか、そういうことが中心になろうかなと思うんですが、今現在の学校での使用目的を見ますと、やはりアウトプット。インプット、情報収集するだけじゃなくて、今度は自分で何かをつくって人に渡す、発信するというのが今中心になってきています。結構簡単に静止画、動画等取り込んで、それを編集したりということも可能です。

また、今年度でしたら電子黒板を導入しておりますので、個々の端末から電子黒板に、個人が作った作品を一斉に並べて、その中から一部を抽出して発表に使うとかいう部分もありますので、先生方も積極的に児童が使うプリントとかコンテンツをそのタブレットの中に入れて、そこで作成してみんなに見てもらうとか、意見交流の材料に使うとかというようなことにも積極的に使うようになってきてますので、今インプットとアウトプットのバランスを取りながら、広く活用していくように進んでいるところでございます。以上です。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） このGIGAスクール構想の前に、パソコンを児童生徒に配付する。1人1台ですか。こういう目標でやってきた経緯があったかに思うんですが、その点との関連性はどうなりますか。

○議長（土井 巧君） 教育次長補。

○教育次長補（大住武義君） これまでは、1クラス分、40台を各学校に配置してと
いうことで、今のGIGAスクールで入れたiPadの前は、ウィンドウズ端末を各

校40台入れて使用していましたが、あくまでもタブレットとは言いながら、旧来のパソコン教室に置いて、そこへ行って活用するというようなことで、国がそれと並行してGIGAスクール構想で、1人1台端末というのを進める中で、コロナがあって、急激にそれが進んでということで、これまでの状況ですと、やっぱり1人1台というのがなかなかかなわなかったのが、今1人1台届くことによって、低学年からずっと使い続けることによって、スキルの積み上げということが可能になったと思っております。以上です。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） これ、私の持論なんですけれども、先ほどおっしゃったようなタブレットでも、iPadとか、こういう関係のものが、今創造性とかいうようなことには、かなりいいんだろうなと思うんです。

ただ、情報処理ということに関連して、例えば表計算ソフトを作ってみるとか、会計処理であったりとか、データベースの構築であったりとか、あるいは文書作りであったり、本を作ったり、文章能力で。こういうものについてはタブレットというのは非常にパソコンに比べて劣っていると思うんです。僕は相当劣っていると思う。データベースをタブレットで作れっていったって、これはなかなか難しいと思いますよ。

その、どこに行くのかというのがはっきりしないんですね。情報処理というのが、これからの技術としては、当然どこにおいても必要になってくる。データベースや表計算ソフトを作ったりして、情報を処理するということね。あるいは、文書を作って、それを閲覧したり、また人々に知らせていったりというような、新聞を作ったりとか、こういうことも含めてですけど、タブレットはタブレットで動画配信とか静止画の配信とか、そういう創造的なことに使うのは、それは結構なことなんだけれども、骨格、いうたら体幹、体でいう幹がはっきりしないと。そんな印象を物すごく持つておるんです。これは私の持論ですけど、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長補。

○教育次長補（大住武義君） タブレットは、あくまでも子供たちにとっては道具であり、文房具の一種であると考えております。ですから、あくまでも骨子は子供たちの学び、学習をいかに充実させるかというのが基になっていますので、その中でいかに有効に使うかというところで、さっきのインプット、アウトプットということになります。

ただし、今議員おっしゃったように、それを土台にしながらさらに高度なことへ当然対応しなければいけませんので、今の iPad のタブレット端末には、マイクロソフトのオフィス 365、いわゆるワード、エクセル、パワーポイントが入っています。ですから、今後使い続けることによって、例えば、以前でも入ってましたので、小学校の高学年、それから中学生になると当然それまでは簡単なもので文章を打ってたのを、例えばワードでということは当然今までやってきたので、それもできます。

それから、表計算についてもエクセルが入ってますので、高度な処理を、数学とかでそういう表計算に入れてするということも可能ですし、それからプレゼンというのを今コアカリキュラムの中でも積極的にやっているところでありますので、それをパワーポイントを使って外部へ発信する、あるいは人に説明するということで、初歩的なことから高度なところまで対応できるような内容にさせていただきます。以上です。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 実際に私もタブレットとパソコンと同時に使ってますけど、エクセルをタブレットで使うというのは大変難しい。物すごく難しい、それははっきり言っておきますけど。

それから、ワードで作るいろんなレイアウトなんかでも、パソコンで作るワードのレイアウトと、タブレットで見るワードのレイアウトでは全然違ってくるし、レイアウトが崩れたりするんですよ。パソコンで作ったワードの文書をタブレットで見ると、崩れるんですよ。そういうところがあるんですね。それはPDF変換したらいけるというようなところもあるんだけど、だからそれは、やっぱり道具というのは用途

にに応じて使い分けなあかん。何でもかんでもできると思ったら大間違いなんですよ、そこは。

そういうことをしっかりと、GIGAスクールの何かは知りませんが、もうちょっと使い分けをして、タブレットでできることはこれだと、それをパソコンでどう補っていくのかと、こういう連携性を持っていかないと、それぞれがうまくつながらないようなことになる、せっかくやっていることが、かえってパソコンが嫌いになることはないかと思うんですけど、非常な得手不得手ができたり、処理能力としてうまくいかないことが結構出てくるということの教育を、学校教育課としてある程度認識を持っておってほしいという思いがあって、こういうことを言っているんだと。

実際の現場で、本当に子供たちが使って、表計算ソフトで、例えばマクロ走らせることができるかっていったら、なかなか難しいですよ。でも、パソコンであれば簡単なマクロなんかすぐできますから、そういうことを通じて情報処理能力を高めていくということは、小中学生、高学年になってきたら当然できるところまで持っていきやろうと。これから求められている学びというのは、そういう大きな抽象的なことじゃなくて、技術や能力のどんなものが要るかということ、もう少し明確に具体化して進めることが大事じゃないかということ、これは学校組合だけじゃなくて、全ての小中学校に言えることなんですけれども、特にそういうことを強調したいと思いません。

今後、その活用について、タブレットとパソコンとの連携ということも含めて、しっかりとやってほしいと、こういう思いなんです、いかがですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長補。

○教育次長補（大住武義君） 確かにおっしゃるように、教職員もこれまで全部ウィンドウズで指導してたのが、急にiPadになって、今おっしゃるように確かに互換性の部分でかなり障壁があることは事実です。

ただし、それを超えるために、先ほど言ったようなマイクロソフトのアプリを入れ

て、この辺は互換性はあります。それから、タブレットとはいえ、国の補助というか、G I G Aスクールの方針として、やはり大学生、社会人になったときにキーボードを使えるようになると、議員がおっしゃったように当然パソコンへ連動していくということが前提ですので、必ずキーボード部分をつけるというのが前提ですので、先ほど言ったように、防護カバーに必ずキーボードがついています。ですから、子供たちはキーボード入力していますので、その辺でもタブレットのよさと、それからパソコンへのつながりというのを意識して、今回の導入はされていますので、ただし完璧ということは当然議員おっしゃるようにはありませんが、将来つながっていくことを意識しながら、今後も活用していけたらと思います。貴重な御助言ありがとうございました。以上です。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井 巧君） 最後に決算書15ページの1目、中学校の学校管理費から、22ページの財産に関する調書に係る部分について、決算附属資料では13～17ページについて、質疑ございませんか。

蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 18ページの図書購入費です。これ、23万1,833円、何冊購入されましたか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） すみません。細かく何冊という冊数までは今、手元に資料がございません。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） 平成26年、27年と、これは間森議員が一貫して質問しておったことなんです、図書教育の充実ということでやってきました。

平成27年の11月18日の一般質問の中で、一体中学校というのはどれぐらいの

冊数を図書館として持たないかんのかというような質問をしたところ、現状では、広田中学校では2,672冊が不足していると。平成28年をめどに、これは達成したいというような答えがされておったように会議録には出ておるんですけども、これについてはどうなっていますか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 申し訳ございません。その辺がどれだけ増やしているかというのが分からないところですが、その中でも、購入だけじゃなくて、図書館の利用という部分もございます。学校現場が図書館を利用する場合には、貸出期間を長くするであるとか、一回に貸し出せる冊数を増やすとか、そういうことも図書館としてやっておるところでございますので、その図書館の本も利用しながらということでやっておると思っております。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） それは基本の話ですわね。ただ、そのずっと学校図書ということについて不足しているということが言われておって、買う、寄附するはそれぞれあるんでしょうけれど、寄附ということになると、同じような本が何冊も来るとか、先生も大変ですよ。欲しい本がなかなか来ませんわね。

だから、図書購入というのは基本的に、司書がおって、子供たちの読書傾向であったりとか、現状の中で必要な本で、いろいろな図書の司書としてみたときに、こんな本が要る、あんな本が要るということで、出てきた冊数が一つの標準としてあると思うんです。それに足りないということは、基本的に準備が整っていないということになるんじゃないんですか。遅れていった原因と、現状で何冊不足しておって、何冊までいかなあかんかという目標がない中で、新年度予算、どうするつもりですか。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今、御指摘いただいたように、足りない分があるというところがございます。また、実は今年度から読書活動については、読書活動推進員とい

うのを1名配置しております。また、その方々であったり、先ほど言っていた学校司書の方々もおられます。その中で、先ほども言っていたような、必要とされているような本、どういうものが足りないのかというのも把握した中で、対応はしていかないといけないとは思っております。

○議長（土井 巧君） 蛭子議員。

○9番（蛭子智彦君） ですから、これ、今始まった話でないのですね。5年も6年も前から言われていることですよ。今の次長の責任じゃないのかもしれないけれども、随分長い間の課題になっているとするならば、これはもう早く決着をつけてほしいというのが今の気持ちなんです。

昨日今日出た問題であれば、それは対応難しいかと思えますけれど、ここで一般質問やってるわけですよ。それは、議員の一般質問の重みを受けてもらわないと。足りてることだったら、これは議員のほうが悪いんですけど、不足しているということを指摘しておいて、6年も7年も放ってある、放ってあるんじゃないんだろうけど、これ仮に23万3,000円としましたら、大体1,500円とかぐらいの本なってくると何冊入るんですか。200冊ほどしか入らんでしょう。200冊も入らんかも分からんですよ、これ新しい本。このときに、2,672冊不足しているとなっていたんですよ。だから、毎年200冊ずつ増やして行って、10年かかったら増えるんやったら、もう3～4年したら足りているかも分からんですけど、その数字ぐらいつかんどいてもらって、新年度予算でしっかり解決すると、やってほしいです、教育長。

○議長（土井 巧君） 教育長。

○教育長（浅井伸之君） 今現在、何冊あるかというところら辺も含めて、把握できていないということは申し訳ないなと思っております。

まずは、今答弁させてもらったように、幾ら必要なのかということは早急に確認したいと思っております。

ここ10年間ほどで小中学校の子供たちが200人ぐらい減っていると、そういう

ような現状もありますので、学校にどういう基準で、どれぐらい不足しているのかということをもまず確認させてほしいと、それから対応は考えていきたいと思っております。

○議長（土井 巧君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 先ほど南あわじ市から選出しておる監査委員が税理士であるという答弁をさせていただきました。そこを訂正させていただきます。経歴書等を見ると、税理士資格はお持ちでない方ございました。ただ、税理士事務所、法人に勤務されておる方ということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

○議長（土井 巧君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井 巧君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、起立によって行います。

認定第1号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（土井 巧君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

令和3年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会します。

副管理者挨拶

○議長（土井 巧君） 副管理者、竹内通弘洲本市長より、挨拶がございます。

副管理者。

○副管理者（竹内通弘君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわりませず、御出席を賜り、また本当に慎重審査、御審議を賜り、御賛同いただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

秋は学校行事も盛んになる季節です。先ほど管理者からもありましたが、広田中学校では、トライやる・ウィーク、修学旅行、体育会、文化祭を、広田小学校では、修学旅行、自然学校を10月から11月にかけて実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、行事の内容を工夫しながら、様々な体験をする中で、自ら考え、仲間と協力し合い、ともに成長できたことと思います。これらの体験を糧として、次の目標に向かってほしいと願っております。

さて、今年も残すところあと1か月となりました。議員各位におかれましては、年末お忙しいことと存じますが、御自愛されますとともに、当組合学校への御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長挨拶

○議長（土井 巧君） 閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本定例会では、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について審議をお願いいたしました。熱心に審議を賜り、全て議了いたしましたことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

本格的な冬の訪れとともに、寒さもいよいよ厳しくなります。議員各位をはじめ執行部の皆様方には、年末年始何かと御多用と存じますが、特に健康に留意をされまして、ますます御活躍されますようお祈り申し上げ、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時27分 閉会